

別表（第4条関係）

指導対象の選定基準

指導の形態		選 定 基 準
集 団 指 導		大田区内の介護給付等対象サービスを開始したサービス事業者
実 地 指 導	一般指導	(1) 利用者からの苦情の対象となった事業者。 (2) 従業者や管理者からの情報提供があった事業者。 (3) 東京都、国民健康保険団体連合会または他保険者からの情報提供があった事業者。 (4) 他課または関係事業所からの情報提供があった事業者。 (5) 給付適正化事業の対象となった事業者。 (6) 指導実施日において、開設後概ね1年を経過している事業所。 (7) 過去の指導に基づく改善が未達成または状況が不明な事業者。 (8) 実地指導を実施していない事業者の中から、無作為に抽出した事業者。 (9) その他の理由により、指導が必要と認められる事業者。
	合同指導	(1) 複数の区市町村で指定を受けているサービス事業者等 (2) その他、特に合同指導が必要と認められるサービス事業者
	特別合同指導	(1) 全国的に広範囲で活動を行うサービス事業者等 (2) その他、特に特別合同指導が必要と認められるサービス事業者等